

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者の概要

法人名称 倉敷医療生活協同組合
所在地 倉敷市水島南春日町13番1号
電話番号 086-444-4321
代表者 代表理事 高羽 克昌

2 事業所の概要

事業所名称 倉敷市水島高齢者支援センター
所在地 倉敷市水島南春日町13番1号
電話番号 086-446-6511
FAX 086-444-3228
管理者 秋山 みゆき

3 事業の目的・運営方針

事業者は利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むために、利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画を作成します。また、当該計画に基づき、適切に介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者及び関係機関等との連絡調整及び情報提供その他の便宜を図ります。

4 事業の実施地域

倉敷市立水島小学校区・第四福田小学校区・第五福田小学校区

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時
土曜日 8時30分～12時30分
(ただし祝日、12月31日～1月3日までの年末年始を除く)

6 職員の体制

管理者	主任介護支援専門員兼任	1名
職員	社会福祉士常勤兼任	1名
	保健師常勤兼任	1名
	保健師非常勤兼任	1名
	介護支援専門員非常勤兼任	2名以上

7 提供する指定介護予防支援等の内容

(1) 介護予防サービス・支援計画書の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

- ① 管理者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 担当職員は、利用者の現在の生活状況における解決すべき課題を把握し、専門的観点から、最も適切と考えられる目標と達成のための具体的な方策について提案します。利用者とその家族と話し合いながら「目標とする生活」をイメージし、介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
- ③ 利用者は、担当職員に対し、介護予防サービス・支援計画書に位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求め、当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた選定理由を求められます。
- ④ 担当職員は、サービス担当者会議において、各々専門職等から意見を聴取し、介護予防サービス・支援計画書原案を修正しつつ、最終決定します。
- ⑤ 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた介護予防サービス等について、介護予防給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得たうえで介護予防サービス・支援計画書を交付します。

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ① 利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、担当職員が利用者の居宅を概ね3ヶ月に1回程度訪問し、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- ② 介護予防サービス・支援計画書の目標に沿って、サービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思も踏まえて、要支援認定等に必要な援助を行います。
- ④ 利用者の了解のもと、必要に応じ医療機関との連絡調整を行います。入院の際は、担当職員の氏名・連絡先を入院先医療機関にお伝えください。

(3) 介護予防サービス・支援計画書の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

(4) 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当職員は、介護予防サービス・支援計画書に位置づいた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

(5) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

8 利用料金

- (1) 指定介護予防支援を提供した場合の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から給付を受領(法定代理受領)することができない場合、別紙に記載する料金のうち該当する費用について負担していただきます。

9 業務の委託

- (1) 利用者が要支援である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

10 秘密保持と個人情報の保護

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、在職中も退職後も必ず守ります。指定介護予防支援を進めるために、関係機関に伝える必要があるときには同意をお願いします。

11 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (管理者) 秋山 みゆき

- (2) 虐待を防止するための担当職員に対する研修を実施します。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

12 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

14 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成します。また、研修及び訓練を実施し、感染対策の脂質向上に努めます。

15 緊急時の対応

指定介護予防支援等の提供中に、利用者の急変が生じた場合は直ちにかかりつけ医に連絡し、医師の指示のもとに必要な対応を行います。

16 事故発生時の対応

指定介護予防支援等の提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じると共に、倉敷市・ご家族などへの連絡を行います。また、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情処理

提供したサービスに苦情がある場合、または作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し出や相談があった場合、速やかに対応します。

○当事業所の苦情相談窓口

担当者	管理者 秋山 みゆき
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
	土曜日 午前8時30分～午後12時30分
受付電話番号	086-446-6511（日・祝日及び12/31～1/3を除く）

○その他の相談窓口

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640
	電話番号	086-426-3343
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く)